

労災保険のメリット制について

1 制度の概要

事業の種類ごとに、災害率等に応じて定められている労災保険率を個別事業に適用する際、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、事業主の災害防止努力等により、事業ごとの災害率には差がある。そこで、その個別事業の災害の多寡に応じ、適用労災保険率（業種ごとに定まっている労災保険率。以下「業種保険率」という。）又は保険料を増減することにより、事業主の保険料負担の公平性の確保や、事業主の災害防止努力の促進を図るものである。

2 「継続事業（事務所や工場など）」のメリット制

（1）メリット制が適用される事業の範囲

連続する3保険年度の間の各保険年度※において、次の要件のいずれかを満たしている事業が対象

※ 保険年度は、通常の年度と同じ、4月から翌年3月まで。

- ① 平均 100 人以上の労働者を使用する事業
- ② 平均 20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

$$\text{労働者数} \times (\text{業種保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

「0.4」を災害
度係数という

※ 非業務災害率…通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率で、全業種一律 1,000 分の 0.6。

例1 「めっき業」（業種保険率：1,000 分の 6）

$75 \text{ 人} \times (6 - 0.6) \div 1,000 = 0.405 \geq 0.4 \Rightarrow \text{②により労働者数 75 人以上が適用}$

例2 「その他の各種事業」（業種保険率：1,000 分の 3）

$167 \text{ 人} \times (3 - 0.6) \div 1,000 = 0.401 \geq 0.4 \Rightarrow \text{②でなく、①により労働者数 100 人以上が適用}$

例3 「採石業」（業種保険率：1,000 分の 70）

$6 \text{ 人} \times (70 - 0.6) \div 1,000 = 0.416 \geq 0.4 \Rightarrow \text{②により労働者数 20 人以上が適用}$

（2）収支率と割引・割増

連続する3保険年度の間の収支率に基づき、業務災害に係る適用保険率が最大±40% 割引又は割増となる。収支率の算定方法は概ね以下のとおり。

$$\text{収支率 (\%)} = \frac{\text{連続する3保険年度の間に於ける保険給付等の額}}{\text{連続する3保険年度の間に於ける保険料額}} \times 100$$

- ・40%割引は、収支率が10%以下の場合

【例】「めっき業」の業種保険率1,000分の6が1,000分の3.84に割引

$$\frac{6 - 0.6}{1,000} \times \frac{100 - 40}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{3.84}{1,000}$$

業種保険率(1,000分の6)から非業務災害分(1,000分の0.6)を控除して4割引する

非業務災害分を加える

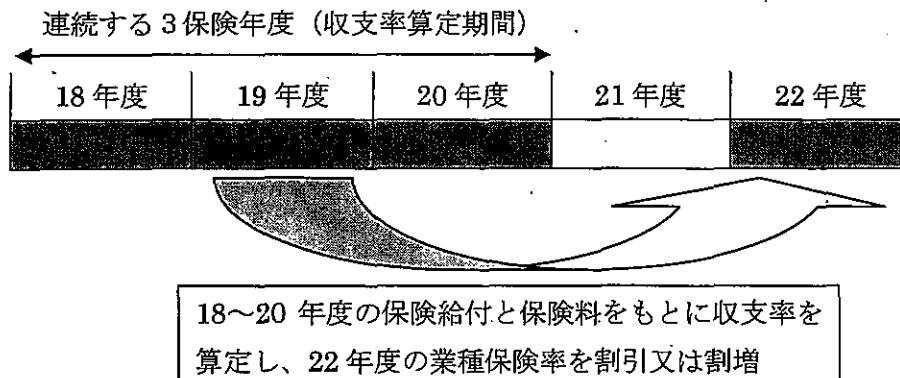
非業務災害分(1,000分の0.6)はメリット制による割引・割増の対象ではないのでこのような計算となる

- ・40%割増は、収支率が150%を超えた場合

【例】「めっき業」の業種保険率1,000分の6が1,000分の8.16に割増

$$\frac{6 - 0.6}{1,000} \times \frac{100 + 40}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{8.16}{1,000}$$

(3) メリット制が適用される時期(平成22年度の例)



(4) 収支率の算定に使う保険給付と保険料

1) 保険給付

収支率の算定に当たって、連続する3保険年度間(以下「収支率算定期間」という。)の業務災害に対する保険給付は、原則として全て算入するが、①～③のように一部例外的な取扱いがある。

① 年金給付については労基法相当額に換算して算入

年金給付については、実際の給付額ではなく、労働基準法で事業主の災害補償責任とされている額(以下「労基法相当額」という。)を、年金の受給が決まった年度(裁定年度)の給付として算入する(給付額を二重に算入することを防ぐ

観点から、労基法相当額の満額を受給する前に年金受給者が受給権を失った場合に支給される「遺族失権差額一時金」「障害補償年金差額一時金」等は、収支率の算定からは除外する。).

※ 労基法相当額の例

遺族年金 給付基礎日額の 1,000 日分

(給付基礎日額：算定事由発生日直前 3 か月間の平均賃金)

障害年金 1 級 給付基礎日額の 1,340 日分

7 級 給付基礎日額の 560 日分

② 特定疾病については転々労働者に係る分を不算入

日雇い又は短期の雇用で事業場を転々とする労働者が多い業種において、多発する疾病であって、かつ、疾病の発症までに比較的長期間を要する遅発性の職業性疾病（以下「特定疾病」という。）に転々労働者が罹患した場合には、その疾病の発生責任を最終事業場の事業主にのみ帰属させるのは不合理であるので、特定疾病に係る保険給付は収支率の算定から除外する。

③ 第 3 種特別加入者（海外派遣者の任意加入制度の加入者）に係る保険給付の額は、収支率の算定から除外する。

2) 保険料

分子となる保険給付に見合う保険料に調整する。

① 収支率算定期間の各年度について業務災害分の保険料*¹を計算する。

※ 1 労災保険率（業種保険率。ただし、メリット制により増減されている場合は増減後の率。）から非業務災害率（1,000 分の 0.6）を減じた率に应ずる部分の額（下式参照）。

$$\text{業務災害分の保険料} = \text{保険料} \times \left[\frac{\text{労災保険率} - \text{非業務災害率 (1,000分の0.6)}}{\text{労災保険率}} \right]$$

※ 2 中小事業主の任意加入の制度（第 1 種特別加入制度）の加入者の保険料も加える。

② 保険給付は、年金を労基法相当額とし、特定疾病に係る保険給付を除外しているので、保険料を保険給付に見合うように調整するため、①で算定した保険料に調整率を乗じる。

※ 調整率 一般の事業 100 分の 67

建設の事業 100 分の 63 など

- ③ 以上の計算で得た収支率算定期間の各年度の保険料を合計したものを収支率の算定に使用する保険料とする。

3 「有期事業（工事現場など）」のメリット制

（1）適用事業

有期事業（建設の事業又は立木の伐採の事業）については、次の要件のいずれかを満たしている事業が対象

- ① 確定保険料の額が 100 万円以上の事業
- ② 請負金額が 1 億 2,000 万円以上である建設の事業
- ③ 素材の生産量が 1,000 立方メートル以上である立木の伐採の事業

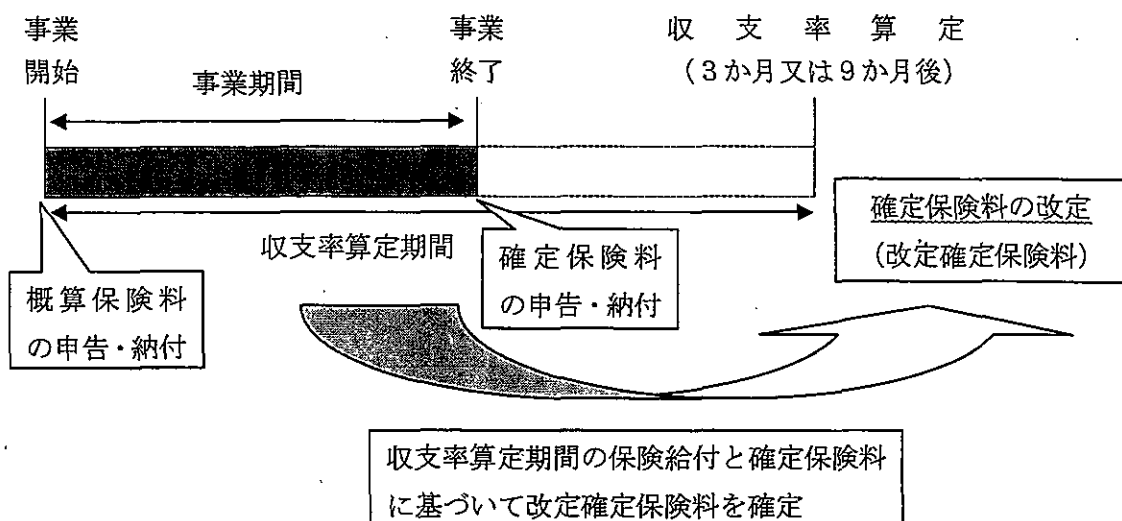
（2）収支率と割引・割増

事業終了後、3 か月又は 9 か月を経過した時点において、それまでの収支率に基づき、業務災害に係る確定保険料が最大±40%割引・割増となる。収支率の算定は概ね以下のとおり。

$$\text{収支率 (\%)} = \frac{\text{事業終了から 3 か月又は 9 か月を経過した日前までの保険給付等の額}}{\text{確定保険料額}} \times 100$$

※ 保険給付については、原則、事業終了から 3 か月を経過した日前までの期間を算定対象としているが、当該 3 か月経過後の日以後にも保険給付が行われる場合には、事業終了の日から 9 か月を経過した日前までの期間を収支率の算定期間としている。

（3）適用例



(4) 収支率の算定に使う保険給付と保険料

継続事業の場合と同じ考え方で算定。

4 今後の課題

(1) メリット制適用対象事業の拡大

業種保険率が低下すると、継続事業に係る労働者数に関する適用要件（2（1）の②）を満たす事業が少なくなり、メリット適用対象事業が減少する。このため、メリット制適用対象事業は平成6年度の212,632事業をピークに減少を続け、平成20年度は120,419事業となっている。継続事業では全2,006,978事業のうち、76,249事業にメリット制が適用（適用率3.8%）されている。

労災防止のインセンティブ付与の観点から、また、事業場間の費用負担の公平性の観点から、現在、メリット制が適用されていない小規模な事業に適用範囲を拡大すべきではないか。

(2) 労災保険率が割引となる事業場がほとんどであること

メリット制が適用になっている継続事業をみると、全体の82.3%の事業が労災保険率の引き下げ（割引）となっており、引き上げ（割増）となっている事業は15.6%となっている。

労災保険率の引き下げとなっている事業が大半を占めるため、試算によると、メリット制があることで平成20年度の保険料は差し引き1,871億円減少（保険料の約17%に相当）している。

仮に、メリット制の適用範囲を拡大すると、拡大する範囲によっては保険料収入が大きく減少する恐れがある。